

# 平成25年1月診療分から

## こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費 市内の医療機関での支払い方法が一部変更になります

### ■変更内容

15歳の年度末までのお子様の窓口負担がなくなります。

診療を受ける際に以下のものを窓口でご提示ください。

(1) お子様の健康保険証

(2) 「こども医療費受給資格証」「ひとり親家庭等医療費受給者証」「重度心身障害者医療費受給者証」のうち、いずれか。

※あらかじめ、受給資格者の登録申請が必要です。

※柔道整復（整骨・接骨）鍼灸にかかったときは従来どおり窓口負担があります。

### ■対象

・こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費のいずれかにご登録されている方で15歳の年度末までの方

・医科、歯科、薬局等でかかった保険診療分医療費

※市外の医療機関にかかった場合や、コルセットなどの治療用装具を作った場合、保険外の費用等は対象外です。

・一医療機関でのひと月の累計負担金額（保険診療分）が21,000円未満のとき（※）

### ■次の場合は、必ず受給者証をご返却ください。

・有効期間を経過したとき

・受給者または対象者に次の事由等が生じた時

（転出、施設入所、生活保護加入、死亡）

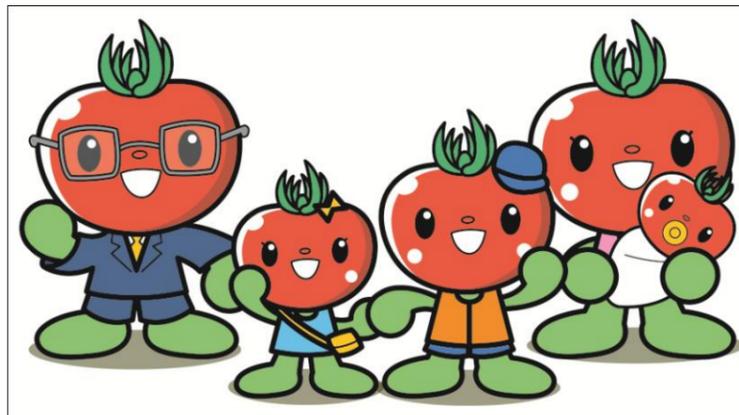
※住所や加入保険等に変更がある場合は、変更手続きが必要です。

### 【 問合せ先 】

北本市役所 電話048-591-1111（代表）

○こども医療費・ひとり親家庭等医療費 こども課子育て支援担当（内線2344）

○重度心身障害者医療費 障がい者福祉課障がい者給付担当（内線2337）



（※注） 21,000円以上になった場合は、その時点で、同月の初診日に遡って医療費を支払ってください。

### 【例】

受診費	一部負担金	窓口負担	備考
1月 6日	13,000円	0円	
1月 8日	8,500円	21,500円	21,000円以上となったため、月の最初に遡って窓口払いが発生します。
1月10日	2,500円	2,500円	
合計	24,000円	24,000円	償還払いとして、後日、登録された口座にお支払いいたします。